

発注情報詳細等

件名 「港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託」

(令和4年8月24日公表分)

横浜市教育委員会事務局施設部
学校計画課

発注情報詳細等 目次

港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託の入札について	・ ・ ・ ・ ・ 3
発注情報詳細（物品・委託等）	・ ・ ・ ・ ・ 4
設計図書（設計書・仕様書等）	・ ・ ・ ・ ・ 5
委託契約約款	・ ・ ・ ・ ・ 20
【様式】 質問書	・ ・ ・ ・ ・ 31
【様式】 公募型指名競争入札参加意向申出書	・ ・ ・ ・ ・ 32
【様式】 入札書	・ ・ ・ ・ ・ 33

港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託の入札について

横浜市教育委員会事務局
施設部 学校計画課

1 公募型指名競争入札に付する事項 別添設計図書のとおり

2 設計図書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり、回答を求める場合には、令和4年8月30日(火)午後5時00分(必着)までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を学校計画課にファクシミリにより提出してください。また、併せて、電子メールでも提出してください。

(2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局施設部学校計画課 阿部
ファクシミリ 045-651-1417
電子メールアドレス ky-keikaku@city.yokohama.jp

(3) 回答

令和4年9月2日(金)までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

(2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。

(3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

(4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。

(5) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

4 契約手続きに関する問い合わせ先

学校計画課 杉谷、福田、阿部 電話 045-671-3252 (直通)

発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による		
件名	港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託		
納入／履行場所	設計図書のとおり		
納入／履行期間	契約締結日から令和5年1月31日まで		
入札参加資格	営業種目	各種調査企画	
	所在地区分	市内	
	その他	<p>1 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定められた資格を有する者であること。</p> <p>2 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、所在地区分が「市内」であり、規模区分が「中小企業」、営業種目が「各種調査企画」の「細目B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を順位1位に登録が認められている者であること。</p> <p>3 入札参加意向申出書の提出締切から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>4 設計上、複数の研究員による作業を想定しているため、総職員数が3人以上であること。</p>	
提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書		
設計図書	5ページ以降		
入札参加申込締切日時	令和4年9月6日（火）午後5時00分 持参または郵送による		
指名・非指名通知日	令和4年9月9日（金）		
質疑締切日時	令和4年8月30日 午後5時00分	回答期限日	令和4年9月2日 午後5時00分
入札及び開札日時	令和4年9月14日（水） 午後1時30分		
入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階 13-N5		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
注意事項			
発注担当課	教育委員会事務局学校計画課		電話 045-671-3252
契約担当課	教育委員会事務局学校計画課		

令和4年度		一般会計	歳出	第15款	8項	2目	12節	委託料
受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当					
			教育委員会事務局 学校計画課			担当者名	福田 達彦	電 話 671-3252
設 計 書								
1	委 託 名	<u>港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託</u>						
2	履 行 場 所	<u>横浜市教育委員会事務局 学校計画課</u>						
3	履行期間 又は期限	<input type="checkbox"/> 期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで <input checked="" type="checkbox"/> 期限 令和5年1月31日 まで						
4	契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約						
5	その他特約事項	<u>特になし</u>						
6	現 場 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)						
7	委 託 概 要	<u>港北区では、工場や商業施設跡地等の土地利用転換による大規模</u> <u>集合住宅の開発が継続的に行われています。この住宅開発に伴い、</u> <u>幼児・児童・生徒数が急増し、港北区の一部の小中学校では教室不</u> <u>足や過大規模校化が進んでいます。そこで、これらの課題検討の基</u> <u>礎資料とするため、港北区の土地利用転換に関する調査及び将来シ</u> <u>ミュレーションを実施します。</u>						

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直接人件費					
資料の補足調査	1	式			
対象区域の現況調査	1	式			
住宅種類及び住宅規模の予測	1	式			
港北区の住宅開発シミュレーション	1	式			
報告書の作成・提出	1	式			
直接経費	1	式			
諸経費	1	式			
技術料	1	式			
合計					
業務価格					万円止め
消費税額					10%
委託代金額					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

業 務 仕 様 書

1 件名

港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

3 業務の目的

港北区では、工場や商業施設跡地等の土地利用転換による大規模集合住宅の開発が継続的に行われています。この住宅開発に伴い、幼児・児童・生徒数が急増し、港北区の一部の小中学校では教室不足や過大規模校化が進んでいます。そこで、これらの課題検討の基礎資料とするため、港北区の土地利用転換に関する調査及び将来シミュレーションを実施します。

4 調査対象

(1) 対象区域：中学校区別の範囲（別紙1のとおり）

日吉台中学校区、樽町中学校区、篠原中学校区、大綱中学校区

※各中学校区の町名番地は通学区域表（別表）を参照

(2) 土地利用種別

業務用地、商業用地、工業用地、運輸倉庫用地、未建築宅地、駐車場、その他空地

※公共施設を除く

(3) 敷地面積

1,500 m²以上

5 業務内容

(1) 資料の補足調査

調査・シミュレーションを行う際、本市から対象区域内の住宅開発実績に関する資料を提供するが、資料で不足している情報（資料に掲載されている物件の専有面積、最寄駅からの所要時間、用途地域、住宅開発前の用途等）を調査し補足する。

(2) 対象区域の現況調査

対象区域について、現在の土地利用の状況を調査する。

(3) 住宅種類及び住宅規模の予測

4の調査対象に該当する土地において、土地利用転換によりファミリー向けの住宅が開発されると想定し、開発される可能性の高い住宅種類（集合住宅または戸建住宅）及び住宅規模（総戸数）を予測・リスト化し、地図へプロットする。地図データは本市が提供するGISデータ（7(1)記載のもの）を利用し、対象区域の校区ごとに作成する。

※対象区域の用途地域、建蔽率、容積率、周辺の既存住宅の状況や、過去の土地利用転換の実績等を参考に予測すること。

(4) 港北区の住宅開発のシミュレーション

(1)～(3)の結果を基に、対象区域における10年後（2032年）の土地利用転換の様子を想定し、その最大値及び最小値をシミュレーションする。シミュレーションは土地利用のトレンドに即したものとなるようにすること。

(5) 成果品の作成・提出

(1)～(4)の結果について成果品としてまとめ、本市に提出する。

6 成果品

- (1) 報告書 (A4判、Microsoft Word で作成) 5部
- (2) 各種集計・分析データ・基データ (Microsoft Excel で作成) 1式
- (3) 本契約に係る成果品は、すべて横浜市に帰属します。

7 本市からの提供資料

(1) GIS データ

①横浜市建築局「都市計画基礎調査データ (土地利用現況、建物現況)」

※データ利用にあたっては利用規約を遵守し、本委託業務以外の使用は認められません。

②横浜市教育委員会事務局学校計画課「横浜市立学校・学区情報 GIS データ」

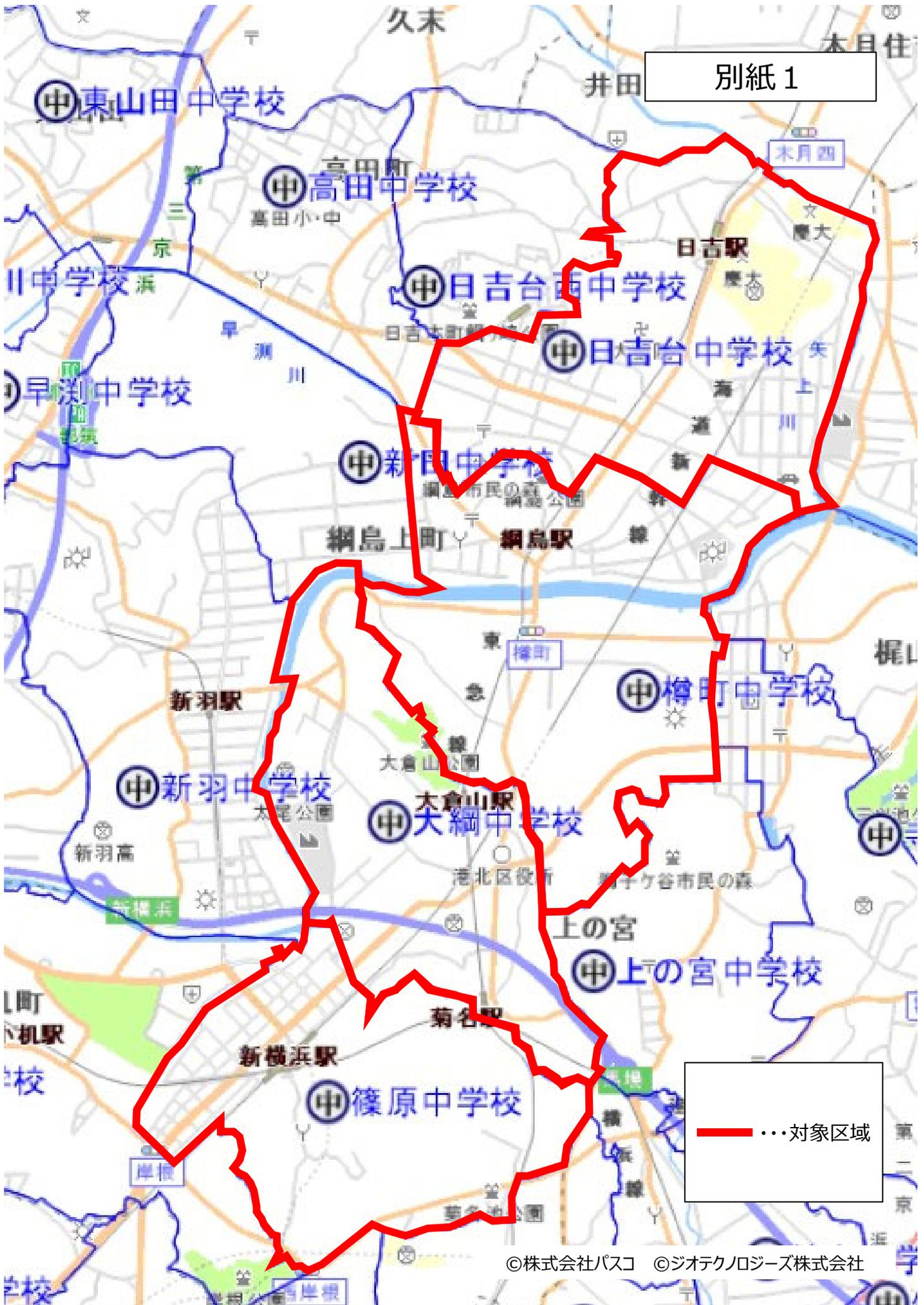
(2) 対象区域内の住宅開発実績データ (Microsoft Excel)

※平成 15 年度～令和 3 年度までの住宅開発 約 150 件分

8 業務執行上の注意

- (1) 本市からの提供資料は、受託者において厳重に管理し、外部に持ち出さないこと。
- (2) 受託者は、常に本市職員 (以下「職員」という。) と綿密な連携を図り、本市の意図について熟知の上、作業に着手し、効率的進行に努めること。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (4) 当該業務における計算の根拠及び資料はすべて明確にしておくこと。

別紙 1



通学区域 (別表)

中学校通学区域		小学校通学区域	
城郷中学校	小机小学校区域 城郷小学校区域のうち岸根町、鳥山町 東本郷小学校区域のうち小机町 261 番地の 13、261 番地の 14、264 番地の 18 から 264 番地の 24 まで、東本郷町 41 番地、94 番地、100 番地、101 番地、110 番地から 162 番地まで、169 番地から 173 番地まで、179 番地から 187 番地まで、189 番地から 203 番地まで、205 番地、206 番地、212 番地から 216 番地まで、235 番地から 248 番地まで、252 番地から 256 番地まで、261 番地、263 番地から 268 番地まで、270 番地から 272 番地まで、275 番地から 282 番地まで、285 番地、288 番地から 354 番地まで、357 番地から 361 番地まで、400 番地、401 番地、403 番地、405 番地、410 番地、411 番地、419 番地から 422 番地まで、429 番地、434 番地、436 番地、447 番地から 451 番地まで、456 番地、459 番地、462 番地から 464 番地まで、467 番地から 469 番地まで、473 番地、479 番地から 482 番地まで、485 番地、487 番地から 489 番地まで、491 番地、492 番地、524 番地、580 番地、581 番地、588 番地から 601 番地まで、603 番地から 609 番地まで、615 番地から 647 番地まで、649 番地から 653 番地まで、658 番地、659 番地、661 番地から 711 番地まで、713 番地から 773 番地まで、778 番地から 793 番地まで、795 番地、797 番地、806 番地から 811 番地まで、813 番地から 818 番地まで、820 番地から 878 番地まで、880 番地から 884 番地まで、889 番地から 891 番地まで、902 番地、904 番地、905 番地、907 番地から 911 番地まで、913 番地から 923 番地まで、925 番地から 931 番地まで、933 番地から 940 番地まで、942 番地から 967 番地まで、969 番地、970 番地、972 番地、973 番地、975 番地から 978 番地まで、982 番地から 990 番地まで、996 番地から 1,002 番地まで、1,005 番地、1,012 番地から終りまで、東本郷四丁目 3 番から 6 番まで、10 番 1 号から 10 番 18 号まで、10 番 20 号から 10 番 22 号まで、10 番 24 号から 10 番 40 号まで、11 番から 19 番まで、25 番 11 号、27 番、28 番、30 番から 37 番まで、東本郷五丁目 1 番から 26 番 13 号まで、28 番 1 号から 28 番 5 号まで、東本郷六丁目 5 番から 27 番まで	小机小学校	港北区 小机町 1 番地から 264 番地の 12 まで、261 番地の 15 から 264 番地の 17 まで、264 番地の 25 から 3,572 番地まで
		城郷小学校	神奈川区 三枚町 1 番地から 197 番地まで 港北区 岸根町、新横浜一丁目 1 番地から 4 番地まで、12 番地から 18 番地まで、21 番地から 31 番地まで、新横浜二丁目 9 番地から 11 番地まで、17 番地から 20 番地まで、23 番地、24 番地、鳥山町

中学校通学区域		小学校通学区域	
新田中学校	新吉田小学校区域 新吉田第二小学校区域のうち新吉田町1番地から607番地まで、3,512番地から3,578番地まで、3,948番地から4,609番地まで、5,096番地から5,409番地まで、5,800番地から5,888番地まで、5,938番地から5,963番地まで、新吉田東一丁目44番1号から44番3号まで、45番から53番まで、54番13号から54番の終わりまで、56番1号から56番10号まで、57番から61番まで、62番7号から62番の終わりまで、新吉田東二丁目9番から26番まで、新吉田東三丁目 綱島小学校区域のうち綱島上町 北綱島小学校区域のうち綱島西四丁目8番から13番まで	新吉田小学校	港北区 新吉田町1,269番地から1,300番地まで、1,402番地から1,489番地まで、1,582番地から1,599番地まで、1,601番地から1,839番地まで、1,884番地から1,895番地まで、1,960番地から1,990番地まで、2,029番地から2,050番地まで、2,156番地から2,165番地まで、2,252番地から2,356番地まで、2,490番地から2,492番地まで、3,920番地から3,947番地まで、新吉田東一丁目1番から43番まで、44番4号から44番の終わりまで、54番1号から54番12号まで、55番、56番11号から56番の終わりまで、62番1号から62番6号まで、63番から79番まで、新吉田東二丁目1番から8番まで、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、新吉田東七丁目1番から25番まで、26番15号から26番の終わりまで、新羽町3,097番地
		新吉田第二小学校	港北区 新吉田町1番地から607番地まで、3,512番地から3,578番地まで、3,948番地から4,609番地まで、5,096番地から5,409番地まで、5,800番地から5,888番地まで、5,938番地から5,963番地まで、新吉田東一丁目44番1号から44番3号まで、45番から53番まで、54番13号から54番の終わりまで、56番1号から56番10号まで、57番から61番まで、62番7号から62番の終わりまで、新吉田東二丁目9番から26番まで、新吉田東三丁目 都筑区 早瀬三丁目

中学校通学区域		小学校通学区域	
日吉台中学校	日吉台小学校区域 日吉南小学校区域 箕輪小学校区域 矢上小学校区域 北綱島小学校区域のうち綱島台1番29号から1番の終りまで、13番、14番15号から27番まで、綱島西四丁目14番から19番まで、綱島西五丁目、綱島西六丁目1番から6番まで、9番から17番まで、日吉本町四丁目15番から28番まで	北綱島小学校	港北区 綱島台1番29号から1番の終りまで、13番、14番15号から27番まで、綱島西四丁目8番から19番まで、綱島西五丁目、綱島西六丁目1番から6番まで、9番から17番まで、日吉本町四丁目15番から28番まで
	綱島東小学校区域のうち日吉六丁目14番	日吉台小学校	港北区 日吉一丁目1番から6番10号まで、6番15号から25番まで、日吉二丁目、日吉三丁目1番から3番まで、日吉四丁目2番、3番、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目1番から13番まで、31番、32番、34番から42番まで、日吉本町三丁目1番から19番まで、26番、箕輪町一丁目1番から29番まで、箕輪町二丁目2番、箕輪町三丁目1番から13番まで、17番
		日吉南小学校	港北区 綱島西六丁目7番、8番、18番から21番まで、綱島東四丁目1番、2番、日吉本町三丁目20番から25番まで、28番から32番まで、34番から39番まで、日吉本町四丁目1番から14番まで、箕輪町二丁目3番、4番、箕輪町三丁目14番から16番まで、18番から27番まで
		箕輪小学校	港北区 綱島東四丁目3番から12番まで、日吉五丁目1番から4番まで、日吉七丁目1番から7番まで、箕輪町一丁目30番から33番まで、箕輪町二丁目1番、5番から20番まで
		矢上小学校	港北区 日吉三丁目4番から23番まで、日吉四丁目1番、4番から21番まで、日吉五丁目5番から32番まで、日吉六丁目1番から13番まで、日吉七丁目8番から22番まで

中学校通学区域		小学校通学区域	
大綱中学校	大綱小学校区域 太尾小学校区域 菊名小学校区域のうち菊名三丁目 15 番から 23 番まで、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目 1 番から 8 番 9 号まで、8 番 11 号から 8 番 35 号まで、大豆戸町 67 番地から 69 番地まで、82 番地から 315 番地まで、317 番地から 328 番地まで、331 番地から 344 番地まで、346 番地から 350 番地まで、372 番地、373 番地、388 番地、389 番地、393 番地から 415 番地まで、418 番地から 426 番地まで、1,108 番地 大豆戸小学校区域のうち大倉山七丁目 40 番 3 号、菊名七丁目 8 番 10—1 号から 8 番 10—4 号まで、大豆戸町 316 番地、330 番地、345 番地、351 番地から 371 番地まで、374 番地から 387 番地まで、390 番地から 392 番地まで、416 番地、417 番地、427 番地から 945 番地まで、950 番地、951 番地、1,043 番地から 1,107 番地まで、1,109 番地から 1,128 番地まで、1,223 番地から 1,248 番地まで、1,250 番地から終りまで	大綱小学校	港北区 大倉山一丁目、大倉山二丁目 1 番から 7 番 38 号まで、7 番 51 号、大倉山三丁目 1 番から 56 番まで、57 番 18 号から 57 番 20 号まで、57 番 31 号、大倉山四丁目、菊名七丁目 9 番から 20 番まで、大豆戸町 1 番地から 66 番地まで、70 番地から 81 番地まで、946 番地から 949 番地まで、952 番地から 1,042 番地まで
		太尾小学校	港北区 大倉山二丁目 7 番 47 号、7 番 48 号、8 番から 37 番まで、大倉山三丁目 57 番 1 号から 57 番 17 号まで、57 番 21 号から 57 番 30 号まで、57 番 32 号から 57 番 36 号まで、58 番から 63 番まで、大倉山五丁目、大倉山六丁目、大倉山七丁目 1 番から 40 番 2 号まで
		菊名小学校	鶴見区 上の宮一丁目、上の宮二丁目、馬場七丁目 1 番 港北区 菊名三丁目 15 番から 23 番まで、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目 1 番から 8 番 9 号まで、8 番 11 号から 8 番 35 号まで、篠原北一丁目 1 番から 4 番 5 号まで、4 番 10 号から 4 番 26 号まで、9 番 17 号から 9 番 22 号まで、10 番、11 番、篠原北二丁目 1 番から 19 番 17 号まで、19 番 31 号から 19 番 35 号まで、錦が丘 1 番から 25 番まで、大豆戸町 67 番地から 69 番地まで、82 番地から 315 番地まで、317 番地から 328 番地まで、331 番地から 344 番地まで、346 番地から 350 番地まで、372 番地、373 番地、388 番地、389 番地、393 番地から 415 番地まで、418 番地から 426 番地まで、1,108 番地、1,129 番地、1,130 番地、師岡町 279 番地から 281 番地まで
		大豆戸小学校	港北区 大倉山七丁目 40 番 3 号、菊名七丁目 8 番 10—1 号から 8 番 10—4 号まで、篠原北二丁目 19 番 18 号から 19 番 30 号まで、新横浜二丁目 1 番地から 8 番地まで、12 番地から 16 番地まで、21 番地、22 番地、新横浜三丁目、大豆戸町 316 番地、330 番地、345 番地、351 番地から 371 番地まで、374 番地から 387 番地まで、390 番地から 392 番地まで、416 番地、417 番地、427 番地から 945 番地まで、950 番地、951 番地、1,043 番地から 1,107 番地まで、1,109 番地から 1,128 番地まで、1,131 番地から 1,248 番地まで、1,250 番地から終りまで

中学校通学区域		小学校通学区域	
篠原中学校	篠原小学校区域 篠原西小学校区域 港北小学校区域のうち菊名一丁目、菊名二丁目 18 番から 27 番まで、菊名三丁目 1 番から 14 番まで、篠原東一丁目 菊名小学校区域のうち篠原北一丁目 1 番から 4 番 5 号まで、4 番 10 号から 4 番 26 号まで、9 番 17 号から 9 番 22 号まで、10 番、11 番、篠原北二丁目 1 番から 19 番 17 号まで、19 番 31 号から 19 番 35 号まで、錦が丘 1 番から 25 番まで、大豆戸町 1,129 番地、1,130 番地 大豆戸小学校区域のうち篠原北二丁目 19 番 18 号から 19 番 30 号まで、新横浜二丁目 1 番地から 8 番地まで、12 番地から 16 番地まで、21 番地、22 番地、新横浜三丁目、大豆戸町 1,131 番地から 1,222 番地まで 城郷小学校区域のうち新横浜一丁目 1 番地から 4 番地まで、12 番地から 18 番地まで、21 番地から 31 番地まで、新横浜二丁目 9 番地から 11 番地まで、17 番地から 20 番地まで、23 番地、24 番地	篠原小学校	港北区 篠原北一丁目 4 番 6 号から 4 番 9 号まで、5 番から 9 番 16 号まで、12 番から 28 番まで、篠原町 1,559 番地から 1,561 番地まで、1,565 番地の 5、1,565 番地の 7、1,565 番地の 8、1,565 番地の 13 から 1,565 番地の 15 まで、1,565 番地の 17、1,565 番地の 18、1,565 番地の 57、1,565 番地の 58、1,576 番地の 2、1,576 番地の 13 から 1,576 番地の 18 まで、1,576 番地の 22 から 1,576 番地の 50 まで、1,578 番地の 2、1,578 番地の 3、1,580 番地、1,581 番地、2,553 番地から 2,852 番地まで、2,859 番地から 2,963 番地まで、篠原東二丁目、篠原東三丁目、錦が丘 26 番から 31 番まで、富士塚一丁目、富士塚二丁目
		篠原西小学校	港北区 篠原町 68 番地から 122 番地の 1 まで、952 番地から 1,558 番地まで、1,562 番地から 1,564 番地まで、1,565 番地の 1 から 1,565 番地の 4 まで、1,565 番地の 6、1,565 番地の 9 から 1,565 番地の 12 まで、1,565 番地の 16、1,565 番地の 19 から 1,565 番地の 26 まで、1,565 番地の 28 から 1,565 番地の 37 まで、1,565 番地の 39 から 1,565 番地の 56 まで、1,565 番地の 61 から 1,565 番地の 終りまで、1,566 番地から 1,575 番地まで、1,576 番地の 1、1,576 番地の 3 から 1,576 番地の 12 まで、1,576 番地の 19、1,576 番地の 20、1,577 番地、1,578 番地の 1、1,579 番地、2,853 番地から 2,858 番地まで、2,964 番地から 終りまで、新横浜一丁目 5 番地から 11 番地まで、19 番地、20 番地

中学校通学区域		小学校通学区域	
樽町中学校	大曾根小学校区域 師岡小学校区域 綱島小学校区域のうち、綱島台1番1号から1番28号まで、2番から12番まで、14番1号から14番14号まで、28番、綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、綱島西四丁目1番から7番まで、綱島東一丁目1番から8番11号まで、8番36号から9番15号まで、9番17号から9番の終りまで、綱島東二丁目1番から6番まで 綱島東小学校区域のうち樽町三丁目7番68号から7番93号まで、8番、9番1号から9番35号まで、9番69号から9番79号まで、綱島東一丁目8番20号から8番29号まで、9番16号、10番から22番まで、綱島東二丁目7番から19番まで、綱島東三丁目、綱島東五丁目、綱島東六丁目 菊名小学校区域のうち師岡町279番地から281番地まで	大曾根小学校	港北区 大曾根一丁目、大曾根二丁目、大曾根三丁目、大曾根台、樽町一丁目24番から30番まで、樽町二丁目1番、5番から13番まで
		師岡小学校	港北区 樽町一丁目1番から23番まで、樽町二丁目2番から4番まで、樽町三丁目1番から7番67号まで、7番94号から7番117号まで、9番36号から9番68号まで、10番から12番まで、樽町四丁目、師岡町1番地から278番地まで、282番地から終りまで
		綱島小学校	港北区 綱島上町、綱島台1番1号から1番28号まで、2番から12番まで、14番1号から14番14号まで、28番、綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、綱島西四丁目1番から7番まで、綱島東一丁目1番から8番11号まで、8番36号から9番15号まで、9番17号から9番の終りまで、綱島東二丁目1番から6番まで
		綱島東小学校	港北区 樽町三丁目7番68号から7番93号まで、8番、9番1号から9番35号まで、9番69号から9番79号まで、綱島東一丁目8番20号から8番29号まで、9番16号、10番から22番まで、綱島東二丁目7番から19番まで、綱島東三丁目、綱島東五丁目、綱島東六丁目、日吉六丁目14番

中学校通学区域		小学校通学区域	
日吉台西中学校	下田小学校区域 駒林小学校区域	下田小学校	港北区 下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目、日吉一丁目 6 番 11 号から 6 番 14 号まで、日吉本町六丁目 24 番 3 号から 24 番 11 号まで
		駒林小学校	港北区 日吉本町二丁目 14 番から 30 番まで、33 番、43 番から 66 番まで、日吉本町三丁目 27 番、33 番、40 番から 45 番まで、日吉本町五丁目、日吉本町六丁目 1 番から 24 番 2 号まで、25 番から 69 番まで

中学校通学区域		小学校通学区域	
新羽中学校	新田小学校区域 新羽小学校区域	新田小学校	港北区 新吉田町 2,955 番地から 3,097 番地まで、3,099 番地から 3,511 番地まで、3,579 番地から 3,631 番地まで、5,410 番地から 5,799 番地まで、6,001 番地から 6,093 番地まで、6,095 番地から 6,108 番地まで、6,113 番地、6,114 番地、6,121 番地から 6,123 番地まで、新吉田東七丁目 26 番 1 号から 26 番 14 号まで、27 番から終りまで、新吉田東八丁目、新羽町 2,023 番地から 2,181 番地まで、2,307 番地から 2,310 番地まで、2,314 番地、2,315 番地、2,342 番地から 2,391 番地まで、2,400 番地から 2,408 番地まで、2,410 番地から 2,415 番地まで、2,420 番地の 8 から 2,420 番地の 11 まで、2,421 番地から 2,431 番地まで、2,466 番地から 2,479 番地まで、2,483 番地、2,484 番地、2,488 番地から 2,501 番地まで、2,503 番地から 2,575 番地まで、2,588 番地、2,589 番地、2,602 番地から 2,628 番地まで、2,629 番地（飛番地を除く。）、2,630 番地から 2,662 番地まで、2,663 番地（飛番地を除く。）、2,664 番地から 2,677 番地まで、3,080 番地から 3,084 番地まで、3,458 番地、3,563 番地、3,720 番地から 3,996 番地まで、4,029 番地から 4,086 番地まで、4,138 番地、4,148 番地から 4,516 番地まで、4,583 番地から 4,593 番地まで、4,630 番地、4,631 番地
		新羽小学校	港北区 北新横浜一丁目、北新横浜二丁目、新羽町 149 番地から 181 番地まで、284 番地から 298 番地まで、313 番地から 317 番地まで、331 番地から 345 番地まで、412 番地、419 番地から 433 番地まで、469 番地から 486 番地まで、540 番地から 583 番地まで、596 番地から 1,123 番地まで、1,130 番地、1,132 番地から 2,022 番地まで、2,182 番地から 2,306 番地まで、2,311 番地から 2,313 番地まで、2,316 番地から 2,341 番地まで、2,392 番地から 2,399 番地まで、2,409 番地、2,416 番地から 2,420 番地の 7 まで、2,432 番地から 2,465 番地まで、2,480 番地から 2,482 番地まで、2,485 番地から 2,487 番地まで、2,502 番地、2,576 番地から 2,587 番地まで、2,590 番地から 2,601 番地まで、2,629 番地（飛番地）、2,663 番地（飛番地）、2,678 番地から 2,984 番地まで、3,019 番地、3,020 番地、3,031 番地から 3,046 番地まで、3,050 番地から 3,079 番地まで、3,090 番地から 3,096 番地まで、3,098 番地から 3,457 番地まで、3,459 番地から 3,562 番地まで、3,564 番地から 3,719 番地まで、3,997 番地から 4,028 番地まで、4,087 番地から 4,137 番地まで、4,139 番地から 4,147 番地まで

中学校通学区域		小学校通学区域	
高田中学校	高田小学校区域 高田東小学校区域	高田小学校	港北区 高田町 1,762 番地から 1,792 番地まで、1,794 番地、1,795 番地、1,798 番地から 1,800 番地まで、1,819 番地から 1,865 番地まで、1,872 番地、1,876 番地から 1,881 番地まで、1,885 番地から 2,454 番地まで、2,469 番地から 2,605 番地まで、2,618 番地、2,791 番地から終りまで、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田西四丁目、高田西五丁目、高田東三丁目 11 番 6 号
		高田東小学校	港北区 高田東一丁目 1 番から 47 番まで、高田東二丁目 1 番から 36 番まで、高田東三丁目 1 番から 10 番まで、11 番 1 号から 11 番 5 号まで、11 番 7 号から 11 番の終りまで、12 番から 47 番まで、高田東四丁目 1 番から 24 番まで

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

- 委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。委託者が定める。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

質問書

宛先：横浜市教育委員会事務局 学校計画課 福田宛

F A X： 0 4 5 - 6 5 1 - 1 4 1 7

件名：設計図書等に関する質問事項

商号又は名称

担当者氏名

電話番号 () -

F A X () -

設計書・仕様書の該当箇所	質問内容

公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ⑨※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和4年8月24日 種目名 「各種調査企画」

(注意) 種目別に提出してください。

	契約番号	件 名
1	—	港北区土地利用転換調査及び将来シミュレーション業務委託
2		
3		
4		
5		

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者	部署名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		
担 当 者	部署名 (任意)	ふり 氏	がな 名
	連 絡 先		

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

横浜市	横浜市担当者名	
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	本人確認書類 ()・電話・メールアドレス FAX番号・その他 ()
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

